

○松江市立保育所及び松江市立幼保園における特別保育に関する条例

平成23年7月5日

松江市条例第58号

改正 平成23年9月30日条例第89号

平成24年3月27日条例第21号

平成25年9月19日条例第55号

平成27年3月25日条例第13号

平成30年10月1日条例第79号

令和元年7月12日条例第11号

令和元年9月30日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、松江市立保育所設置条例（平成17年松江市条例第192号）第1条及び松江市指定管理者の管理する松江市立保育所の設置及び管理に関する条例（平成17年松江市条例第439号）第1条の規定に基づき設置する松江市立保育所並びに松江市立幼保園設置条例（平成17年松江市条例第193号）第1条の規定に基づき設置する松江市立幼保園（以下これらを「保育所等」という。）において特別保育を実施することにより、児童の福祉の向上を図るとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別保育 延長保育、一時保育、特定保育及び休日保育をいう。
- (2) 延長保育 保育所等に入所している児童に対して、通常保育又は長時間保育（松江市立幼保園設置条例第4条第2項第2号に規定する長時間保育をいう。）の時間を超えて保育所等で保育することをいう。

- (3) 一時保育 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童の保護者の、傷病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するため、当該児童を緊急・一時的に保育所等で保育することをいう。
- (4) 特定保育 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童の保護者のいずれもが、就労、就学、職業訓練又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動により一定程度の時間について当該児童を保育することができない場合で、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができない場合に、当該児童を継続的に保育所等で保育することをいう。
- (5) 休日保育 児童福祉法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童が、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（12月29日から翌年1月3日までを除く。）においても保育に欠ける場合に、当該児童を保育所等で保育することをいう。
- (6) 保育短時間認定 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項に規定する保育必要量を1日当たり8時間で認定することをいう。

（特別保育を実施する保育所等）

第3条 特別保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

特別保育の種類	保育所等の名称
延長保育	松江市立白湍保育所、松江市立城東保育所、松江市立御津保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やつか保育園、松江市立恵曇保育所、松江市立マリン保育所、松江市立野波保育所、松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園、松江市立出雲郷保育園、松江市立幼保園のぎ、松江市立しんじ幼保園、松江市立城西幼保園、松江市立

	やくも幼保園
一時保育	松江市立マリン保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やつか保育園、松江市立揖屋保育園、松江市立しんじ幼保園（保育所部門のみ）
特定保育	松江市立マリン保育所、松江市立美保関西保育所、松江市立美保関東保育所、松江市立やつか保育園、松江市立揖屋保育園、松江市立しんじ幼保園（保育所部門のみ）
休日保育	松江市立揖屋保育園

（特別保育の申込み）

第4条 児童について保育所等における特別保育を行うことを希望する保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込みをし、その承諾を受けなければならない。

（保育料の徴収）

第5条 市長は、前条の規定による申込みに対し、特別保育を行うことを承諾し、児童に対し特別保育を行ったときは、当該児童の保護者から保育料を徴収する。

（保育料の額）

第6条 保育料の額は、別表に定める額とする。

（保育料の納付）

第7条 特別保育を受けた児童の保護者は、市長が指定した納期限までに市長に保育料を納付しなければならない。

（保育料の不還付）

第8条 前条の規定により納付された保育料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者に係る読替え等）

第9条 指定管理者の管理する松江市立保育所で特別保育を行う場合において、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 市長は、前項により読み替えて適用される第5条の規定により指定管理者が徴収した保育料を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年8月1日から平成24年3月31日までの間に松江市立揖屋保育園、松江市立意東保育園及び松江市立出雲郷保育園において延長保育を利用した者の延長保育料の額については、第6条の規定にかかわらず、次の表による。

世帯区分	通常利用		緊急利用
	保育料（月額）		保育料（日額）
	土曜日に延長保育を利用する者	土曜日に延長保育を利用しない者	
生活保護世帯並びに市民税・所得税非課税世帯のうち父子世帯、母子世帯及び在宅障がい者のいる世帯	1,200円	1,000円	200円

上記以外の世帯	2,500円	2,000円	200円
---------	--------	--------	------

備考 通常利用とは、継続的に延長保育を利用することをいい、緊急利用とは、緊急・一時的に延長保育を利用することをいう。

附 則（平成23年9月30日松江市条例第89号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第21号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年9月19日松江市条例第55号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日松江市条例第13号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日松江市条例第79号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日松江市条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

（1） 延長保育料

児童区分	世帯区分	保育料（日額）				月上限額
		午前7時から	午後4時から	午後5時から	午後6時から	
		午前8時から	午後5時から	午後6時から	午後7時から	

		時まで	時まで	時まで	時まで	
保育短時間	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
認定の児童	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯	20円	20円	20円	100円	1,000円
	上記以外の世帯	60円	60円	60円	300円	5,000円
保育短時間	生活保護世帯				0円	0円
認定以外の児童	市町村民税非課税世帯及び市町村民税の所得割課税額が48,600円未満である世帯				100円	1,000円
	上記以外の世帯				300円	5,000円

備考 1か月の延長保育料の合計額が月上限額を超える場合は、当該月の延長保育料は月上限額とする。

(2) 一時保育料及び特定保育料

世帯区分	年齢区分	保育料（日額）	
		4時間未満	4時間以上
松江市内在住世帯	3歳未満児	800円	1,600円
	3歳以上児	650円	1,300円
松江市外在住世帯	3歳未満児	850円	1,700円
	3歳以上児	700円	1,400円

備考 年齢の基準日は、利用する日の属する年度の初日の前日とする。

(3) 休日保育料

世帯区分	年齢区分	保育料（日額）
松江市内在住世帯	3歳未満児	2,600円
	3歳以上児	2,300円
松江市外在住世帯	3歳未満児	2,700円
	3歳以上児	2,400円

備考 年齢の基準日は、利用する日の属する年度の初日の前日とする。